

医療法上の過剰な病床の状況（令和2年度病床機能報告）

医療法第30条の15等における「過剰な病床」とは、構想区域における「基準日後病床機能別病床数（2025年の予定病床数）」が地域医療構想で想定した2025年の「病床数の必要量」の病床数に達している機能の病床

【下記のうち「濃色セル」が過剰な病床機能にあたる】

		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟予定	廃止予定	介護保険施設等	無回答等 (未報告含む)
豊能	A 病床機能報告 (2025年の予定)	1,737	3,825	1,133	2,189	54	0	0	90
	B 病床数の必要量 (2025年)	1,436	4,044	3,577	2,421				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	301	▲ 219	▲ 2,444	▲ 232				
三島	A 病床機能報告 (2025年の予定)	861	2,979	1,185	1,333	5	80	0	9
	B 病床数の必要量 (2025年)	956	2,961	2,786	2,410				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	▲ 95	18	▲ 1,601	▲ 1,077				
北河内	A 病床機能報告 (2025年の予定)	915	5,570	1,282	2,486	0	53	18	182
	B 病床数の必要量 (2025年)	1,197	4,319	4,511	3,083				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	▲ 282	1,251	▲ 3,229	▲ 597				
中河内	A 病床機能報告 (2025年の予定)	715	2,861	1,030	944	20	59	65	3
	B 病床数の必要量 (2025年)	657	2,424	2,759	1,275				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	58	437	▲ 1,729	▲ 331				
南河内	A 病床機能報告 (2025年の予定)	1,299	2,705	744	1,895	0	58	0	0
	B 病床数の必要量 (2025年)	814	2,515	1,875	1,902				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	485	190	▲ 1,131	▲ 7				
堺市	A 病床機能報告 (2025年の予定)	1,106	3,034	1,456	3,727	8	34	0	0
	B 病床数の必要量 (2025年)	991	3,128	2,571	3,202				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	115	▲ 94	▲ 1,115	525				
泉州	A 病床機能報告 (2025年の予定)	1,295	2,530	1,386	2,909	29	385	135	90
	B 病床数の必要量 (2025年)	993	2,818	2,623	2,523				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	302	▲ 288	▲ 1,237	386				
大阪市	A 病床機能報告 (2025年の予定)	5,092	14,061	3,732	7,572	114	451	95	914
	B 病床数の必要量 (2025年)	4,745	12,838	10,662	6,458				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	347	1,223	▲ 6,930	1,114				
【参考】	A 病床機能報告 (2025年の予定)	13,020	37,565	11,948	23,055	230	1,120	313	1,288
大阪府	B 病床数の必要量 (2025年)	11,789	35,047	31,364	23,274				
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	1,231	2,518	▲ 19,416	▲ 219				

医療法上の過剰な病床の状況（令和元年度病床機能報告）

医療法第30条の15等における「過剰な病床」とは、構想区域における「基準日後病床機能別病床数（2025年の予定病床数）」が地域医療構想で想定した2025年の「病床数の必要量」の病床数に達している機能の病床

【下記のうち「濃色セル」が過剰な病床機能にあたる】

		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟予定	廃止予定	介護保険施設等
豊能	A 病床機能報告 (2025年の予定)	1,764	4,083	1,151	2,106	0	47	0
	B 病床数の必要量 (2025年)	1,436	4,044	3,577	2,421			
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	328	39	▲ 2,426	▲ 315			
三島	A 病床機能報告 (2025年の予定)	901	3,081	1,120	1,318	25	46	0
	B 病床数の必要量 (2025年)	956	2,961	2,786	2,410			
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	▲ 55	120	▲ 1,666	▲ 1,092			
北河内	A 病床機能報告 (2025年の予定)	919	5,269	1,448	2,626	8	39	0
	B 病床数の必要量 (2025年)	1,197	4,319	4,511	3,083			
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	▲ 278	950	▲ 3,063	▲ 457			
中河内	A 病床機能報告 (2025年の予定)	785	2,798	946	1,007	8	59	0
	B 病床数の必要量 (2025年)	657	2,424	2,759	1,275			
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	128	374	▲ 1,813	▲ 268			
南河内	A 病床機能報告 (2025年の予定)	1,257	2,558	841	1,805	0	69	180
	B 病床数の必要量 (2025年)	814	2,515	1,875	1,902			
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	443	43	▲ 1,034	▲ 97			
堺市	A 病床機能報告 (2025年の予定)	1,145	2,991	1,390	3,714	13	63	48
	B 病床数の必要量 (2025年)	991	3,128	2,571	3,202			
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	154	▲ 137	▲ 1,181	512			
泉州	A 病床機能報告 (2025年の予定)	1,168	3,010	1,360	2,591	92	0	276
	B 病床数の必要量 (2025年)	993	2,818	2,623	2,523			
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	175	192	▲ 1,263	68			
大阪市	A 病床機能報告 (2025年の予定)	4,968	15,351	3,753	7,466	42	105	143
	B 病床数の必要量 (2025年)	4,745	12,838	10,662	6,458			
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	223	2,513	▲ 6,909	1,008			
【参考】 大阪府	A 病床機能報告 (2025年の予定)	12,907	39,141	12,009	22,633	188	428	647
	B 病床数の必要量 (2025年)	11,789	35,047	31,364	23,274			
	A-B (正の場合「過剰な病床」に 該当)	1,118	4,094	▲ 19,355	▲ 641			

【参考】医療法に規定された知事権限（医療計画・地域医療構想関係）

（１）過剰な病床への転換への中止への命令（公的医療機関等）又は要請（民間医療機関）

医療法第 30 条の 15 都道府県知事は、第三十条の十三第一項の規定による報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合その他の厚生労働省令で定める場合において、当該報告をした病床機能報告対象病院等（以下この条及び次条において「報告病院等」という。）の所在地を含む構想区域における病床機能報告対象病院等の病床の当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた数が、医療計画において定める当該構想区域における当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた将来の病床数の必要量に既に達しているときは、報告病院等の開設者又は管理者に対し、当該報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この条において「理由等」という。）を記載した書面の提出を求めることができる。

※以下、第 2 項から第 7 項において、医療審議会への説明の求め等、必要な措置について規定

（２）不足する医療機能への転換等の促進

医療法第 7 条第 5 項 都道府県知事は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請に対する許可には、当該申請に係る病床において、第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下この項において「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下この項、次条及び第七条の三第一項において「医療計画」という。）において定める第三十条の四第二項第七号に規定する構想区域をいう。第七条の三第一項において同じ。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他の医療計画において定める同号に規定する地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める条件を付することができる。

（３）非稼働病床について、削減を命令（公的医療機関等）又は要請（民間医療機関）

医療法第 7 条の 2 第 3 項 都道府県知事は、第一項各号に掲げる者が開設する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（前条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）の所在地を含む地域（医療計画において定める第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。）における療養病床及び一般病床の数が、同条第六項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数を既に超えている場合において、当該病院又は診療所が、正当な理由がなく、前条第一項若しくは第二項の許可に係る療養病床等又は同条第三項の許可を受けた病床に係る業務の全部又は一部を行っていないときは、当該業務を行っていない病床数の範囲内で、当該病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとるべきことを命ずることができる。

医療法第 30 条の 12 第七条の二第三項から第五項までの規定は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、同条第一項各号に掲げる者以外の者が開設する病院（療養病床又は一般病床を有するものに限る。）又は診療所（第七条第三項の許可を得て病床を設置するものに限る。）について準用する。この場合において、第七条の二第三項中「命ずる」とあるのは「要請する」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「病床数及び当該申請に係る病床数」とあるのは「病床数」と、同条第五項中「第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項までの許可を与えない処分をし、又は第三項」とあるのは「第三項」と、「命令しよう」とあるのは「要請しよう」と読み替えるものとする。